

タックス アップデート



2020年9月のタックスアップデートの要点は以下の通りです:

- ▶ COVID-19 の影響を受けた企業等を対象とした 2020 年の土地賃借料の減免措置
- ▶ 教育、訓練等の社会化活動を行う企業を対象とした法人税の徴収の留保措置中止の決定
- ▶ COVID-19の感染予防対策として従業員に所定の費用を支給した場合の法人税および個人所得税に関する取り扱いの修正
- ▶ COVID-19 の影響を受けた企業を対象とした退職年金および遺族給付金の納付期限の延長措置
- ▶ 従業員の個人所得税の申告内容の誤りにより納税額に誤りが生じた場合についてのガイダンス

COVID-19 の影響を受けた企業等を対象とした 2020 年度に係る土地賃借料の減免措置
<2020 年 8 月 10 日付 首相決定 22/2020/QD-TTg 号(首相決定 22 号)>

1. 減免措置の適用対象は下記のとおりです:

- ▶ (i)政府の決定もしくは管轄当局との賃貸契約に基づいて、年間契約として土地を直接賃借している企業、組織、もしくは個人であり、かつ、(ii) COVID-19 の影響により 15 日以上の生産停止・営業停止した場合

2. 減免措置の対象となる土地賃借料は下記のとおりです:

- ▶ 2020 年土地賃借料の 15%
- ▶ ただし、2019 年以前の土地賃借料の未払分および延滞利息には適用されません

3. 減免措置を受けるには下記の手続が必要となります:

- ▶ 所定の申請書の提出
- ▶ 政府の決定もしくは管轄当局との賃貸契約に基づく土地賃借契約書の写しの提出

上記の申請書類は 2020 年 12 月 31 日までに、税務当局、経済特区やハイテク地区の管理委員会、その他の関係各局に提出する必要があります。

本決定は 2020 年 8 月 10 日から有効となります。

教育、訓練等の公益活動を行う企業を対象とした法人税徴収の留保措置中止の決定 **<2020 年 8 月 10 日付 政府決議 118/NQ-CP 号 (政府決議 118 号)>**

法人税のレギュレーションにおいて、教育、訓練、職業訓練、医療等の各分野において、首相が個別に定めた詳細な基準を満たした公益活動を行う企業を対象に、法人税の優遇措置が認められています。

しかしながら、当該基準はあまり実用的ではなかったため、2014 年 8 月 25 日付の政府決議 63/NQ-CP 号(政府決議 63 号)において、首相は関係する各省庁に対し、基準を補足・修正する詳細なリストの提出を求めました。また、同時に税務当局に対しては、補足・修正された内容が公表されるまでの当面の間、公益活動を行う企業に対する法人税の徴収を一時的に留保するよう要請しました。

2020 年 7 月、上記の法人税の徴収の留保措置を中止する決議が行われ、政府は財務省に対し、本件についてのガイダンスとなる通達を発行するよう指示しました。

今回の政府決議 118 号では、政府決議 63 号に基づいて徴収が留保されていた期間の法人税については納税の遅延には該当せず、ペナルティや遅延利息を課さないとしていますが、財務省による新たな通達の発行日以降の納税の遅延については、通常通りペナルティや遅延利息を課すとしています。

COVID-19 の感染予防対策として従業員にマスク等の購入費用を支給した場合の法人税および個人所得税に関する取り扱いを定めた 2020 年 6 月 1 日付オフィシャルレター 44403/CT-TTHT 号(OL 44403 号)の修正

<2020 年 7 月 16 日付ハノイ税務局発行のオフィシャルレター 66297/CT-TTHT 号 (OL 66297 号)>

2020 年 7 月 16 日付のオフィシャルレター 66297 号による修正点は下記の通りです。

OL 66297号による修正点	OL 44403号の内容
法人税(CIT) 法人税の算定上、従業員に対する COVID-19 対策関連の支出(マスク、消毒剤の購入費用の支給等)は損金への算入が認められます。	法人税(CIT) 法人税の算定上、従業員に対する COVID-19 対策関連の支出(マスク、消毒剤の購入費の支給等)は福利厚生費に分類され、年度内における従業員の 1 ヶ月の平均給与を上限として、損金への算入が認められます。
個人所得税(PIT) 個人所得税の算定上、上記の COVID-19 対策関連の手当は課税所得の対象外となります。	個人所得税(PIT) 個人所得税の算定上、上記の COVID-19 対策関連の手当が特定の個人に対して支給された場合(内部の受取証憑などに個人名が明記されている場合)には課税所得の対象となり、個人名を記載せず従業員全体に対して支給された場合には課税所得の対象外となります。

COVID-19 の影響を受けた企業を対象とした退職年金および遺族給付金の納付期限の延長措置

<2020 年 8 月 10 日付労働傷病兵社会省発行のオフィシャルレター 2533/BHXH-BT 号 (OL 2533 号)>

2020 年 8 月 10 日付のオフィシャルレター 2533 号において、COVID-19 の影響を受けた企業を対象に、最長で 2020 年 12 月末までの退職年金および遺族給付金の納付期限の延長が認められました。対象となる企業は下記の通りです:

- ▶ 既に退職年金および遺族給付金の納付の一時休止が承認されており、COVID-19 の影響による困難な状況が依然として継続している企業
- ▶ 2020 年 5 月 4 日付のオフィシャルレター 1511 / LDTBXH-BHX 号 (OL 1511 号)で公表された一時休止の対象となる企業(下記参照*)に該当するが、まだ一時休止の制度を適用していない企業

(*)2020 年 5 月 4 日付オフィシャルレター 1511 / LDTBXH-BHX 号によれば、COVID-19 の影響により次のいずれかに該当した企業は、退職年金および遺族給付の納付を一時的に休止することができる定められています。

- ▶ COVID-19 の影響により、業務を行う機会がない従業員(社会保険加入者)の数が、生産・営業停止前の従業員(社会保険加入者)の数の 50% を上回っている場合
- ▶ COVID-19 の影響により、企業の総資産額の 50% 以上の損害を受けた場合

- ▶ 2020年1月までは社会保険を全額納付しており、申請時点における従業員（社会保険加入者）が2020年1月との比較での50%以上離職（解雇、休職等を含む）している場合

従業員の個人所得税の申告内容の誤り（扶養控除申請の内容等）により個人所得税の納税額の不足や還付税額の誤りが生じた場合についてのガイダンス

<2020年8月10日付 税務総局（GDT）発行のオフィシャルレター 3254/TCT-DNNCN号（OL 3254号）>

2020年8月10日付のオフィシャルレター 3254号において、税務総局は、労働者は納税者として自身の所得税に関する税務申告の正確性について各自で責任を負うことを定めています。

雇用主は、労働者により誤った納税申告が行われた場合（例えば、父親と母親が互いの勤務先で同一の被扶養者を重複して登録している、また、複数の会社で勤務している従業員が確定申告を個人で行わず、一方の会社に委任している場合等）、その内容について直接の責任を負わないとしていますが、納税額の不足や過大な還付が生じた場合は、雇用者は労働者に対して自身の責任で確実に義務を履行するよう適切な指導を行う責任があるとしています。

Contacts

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax services.

Ha Noi Office

Huong Vu | Partner, Hanoi Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada | Associate Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King | Partner, Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

China Overseas Investment Network

Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

For more tax and law updates and related materials, please visit:
ey.com/en_vn/tax/tax-and-law-updates

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.

All Rights Reserved.

APAC No. 16150901

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax and legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn